

2 吹福障第 2985 号
令和 2 年 1 2 月 1 日
(2 0 2 0 年)

障がい福祉サービス事業者 各位

吹田市福祉部障がい福祉室

新型コロナウイルス感染症発生時の感染予防策の徹底及び障がい福祉サービス等の提供維持に対するお願いについて

本年 4 月 7 日付で、大阪府に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）に基づく「緊急事態宣言」が発出され、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）が改正されました。

緊急事態宣言解除後においても、新型コロナウイルス感染症は、第 2 波、第 3 波と猛威をふるい続けており、このような状況のもと、利用者及び事業者の皆様には、国の基本的対処方針に則り、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など基本的事項をはじめ、今一度、感染予防対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

また、事業者におかれましては、利用者の生活維持の観点から、十分な感染防止策を前提として、利用者の意向や生活状況を踏まえ必要な各種サービスの継続的な提供維持に努めていただきますよう、重ねてお願いいたします。

なお、陽性者等に対するサービス提供におきまして、感染予防対策として必要となる衛生物品につきましては、障がい福祉室にて配布可能ですので、お問合せください。

(吹田市ホームページ)

https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-fukushi/fukushido/_106571.html

問合せ先

吹田市福祉部障がい福祉室

基 幹 担 当 06-6384-1348

支給管理担当 06-6384-1347